

# 会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第14回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成23年1月20日（木）9時25分～12時20分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第一会議室	
出席者	委員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 藤井 泰博 委員 委員 小沼 正博 委員、長谷 匡二 委員 益田あゆみ 委員 欠席委員 0人
	市長	稲葉 孝彦
	指定管理者候補者団体	社会福祉法人まりも会 1人 社会福祉法人聖ヨハネ会 1人 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会 2人 社団法人小金井市シルバー人材センター 3人
	担当課	障害福祉課 課長 佐久間 育子、係長 藤井 知文、主査 吉本 朋史 介護福祉課 課長 伏見 佳之、課長補佐 高橋 美月 地域福祉課 課長 堀池 浩二、係長 根本 礼太 交通対策課 課長 川村 史郎、係長 大久保 裕広、副主査 竹中 正人、 主事 西山 武嗣
	事務局	企画政策課長 天野 建司、課長補佐兼係長 井上 明人
傍聴の可否	可 一部不可 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不可</span>	
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1) 平成22年度諮問第4号 小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について (2) 平成22年度諮問第5号 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について (3) 平成22年度諮問第6号 小金井市福祉会館の指定管理者候補者の選定について (4) 平成22年度諮問第7号 武蔵小金井南第1自転車駐車場外20施設の指定管理者候補者の選定について (5) その他 3 閉 会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第14回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成23年1月20日(木) 9時25分～12時20分

場 所 小金井市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 5人

委員長 稲 正 樹 委員

副委員長 藤 井 泰 博 委員

小 沼 正 博 委員 長 谷 匡 二 委員

益 田 あゆみ 委員

欠席委員 0人

---

市 長 稲 葉 孝 彦

---

### 指定管理者候補者団体

社会福祉法人まりも会 1人

社会福祉法人聖ヨハネ会 1人

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会 2人

社団法人小金井市シルバー人材センター 3人

---

### 担当課職員

#### 障害福祉課

課長 佐久間 育子、係長 藤井 知文、主査 吉本 朋史

#### 介護福祉課

課長 伏見 佳之、課長補佐 高橋 美月

#### 地域福祉課

課長 堀池 浩二、副主査 根本 礼太

#### 交通対策課

課長 川村 史郎、係長 大久保 裕広、副主査 竹中 正人、主事 西山 武嗣

---

### 事務局職員

企画政策課長 天野 建司、課長補佐兼係長 井上 明人

---

(9時25分開会)

◎委員長 ただいまから第14回的小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。14回でありますけれども、回数については、以前からの通算とさせていただきます。

それでは早速、議題に入らせていただきたいと思います。本日は、お手元の次第にもありま

すように、4件の指定管理者候補者を扱う予定でございます。

本日の審議の進め方でございますけれども、提案といたしましては、1件について35分程度の時間の中で審議をしていただきたいということでございます。内訳といたしましては、最初の10分で担当課より簡潔に施設の概要、事業計画等のご説明をいただきまして、残り20分程度で質疑応答を行い、その後、候補者にご退席いただいて、最後の5分でご審議いただき、意見等もあれば付していただいて答申をするという進め方で行いたいと考えております。また、本日は12時までを予定しておりますけれども、若干審議の関係で時間延長が必要となるかもしれませんけれども、その際はどうぞご協力をよろしくお願いいたします。

このような考えでおりますけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、よろしいということで承りましたので、今、私が申し上げました進め方で審議を進めていきたいと思っております。

それでは、本日、市長のほうから審議に当たりまして、諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎稲葉市長 では、諮問をさせていただきます。

小金井市指定管理者選定委員会委員長様、諮問書、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問いたします。

記

1 平成22年度諮問第4号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について

【指定管理者の候補者団体】

所在地 東京都小平市上水南町四丁目7番45号

団体名 社会福祉法人 まりも会

代表者氏名 理事長 石井司

【指定の期間】

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

2 平成22年度諮問第5号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について

【指定管理者の候補者団体】

所在地 東京都小金井市桜町一丁目2番20号

団体名 社会福祉法人 聖ヨハネ会

代表者氏名 理事長 渡邊元子

【指定の期間】

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 平成22年度諮問第6号

小金井市福祉会館の指定管理者候補者の選定について

【指定管理者の候補者団体】

所在地 東京都小金井市中町四丁目15番14号

団体名 社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 鴨下健夫

【指定の期間】

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 平成22年度諮問第7号

武蔵小金井南第1自転車駐車場外20施設の指定管理者候補者の選定について

【指定管理者の候補者団体】

所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号

団体名 社団法人 小金井市シルバー人材センター

代表者氏名 会長 鈴木富雄

【指定の期間】

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

以上、諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎**委員長** それでは、承りました。ただいま、市長から諮問をいただきました。

なお、市長におかれましては、公務のため退席されます。

◎**稲葉市長** 申し訳ございませんが失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(市長 退席)

(小金井市障害者福祉センターの審議)

◎**委員長** それでは早速、平成22年度諮問第4号「小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定について」を議題といたします。

本件につきまして、説明のため担当課から佐久間障害福祉課長、藤井係長、吉本主査、そして、指定管理者候補者として、社会福祉法人まりも会から村岡所長さんにご出席をいただいております。それでは初めに、施設の概要等につきまして、ご説明をお願いいたします。

◎**佐久間障害福祉課長** おはようございます。障害福祉課長の佐久間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、事業等の概要につきまして、本日、配付させていただきました「小金井市障害者福祉センターの指定管理者の選定について（概要）」というA4判の2枚の両面刷りの資料と社会福祉法人まりも会のパンフレットをもとにご説明をさせていただきます。

まず、資料に基づきましてご説明をいたします。1の管理を行わせる公の施設の名称及び位置ということでございます。名称につきましては、小金井市障害者福祉センター。位置、所在地でございます、小金井市緑町4丁目17番10号でございます。障害者福祉センターの開設年月日でございますが、平成5年10月1日でございます。開設当初から平成17年度までの管理運営につきまして、社会福祉法人まりも会に委託をしております。平成18年度の指定管理者制度の導入に伴いまして、本指定管理者制度選定委員会に同法人を指定管理者の候補者として諮問を行いまして、承認をいただいたところでございます。

敷地面積及び建物面積につきましては、資料の3及び4にお示ししてございますので、申し訳ございません、割愛をさせていただきたいと存じます。

次に5の指定管理者に係る業務の範囲でございます。詳細につきましては、この資料の(1)から(9)まで、(10)につきましては、その他市長が認める業務ということでございますので、細かい内容につきましては、(1)から(9)までという業務の範囲でございます。当該センターにつきましては、原則として主たる対象者を身体に障害のある方とさせていただいておりますけれども、市内の限られた社会福祉施設でございますので、対象者につきましては、身体と知的の障害であるとか重複の障害の方が実際はご利用されている現状がございます。

続きまして、6の平成21年度事業別利用実績でございますが、資料の1番最後のページ、4ページになります。1番後ろです。こちらにつきましては、平成21年度におきます障害者福祉センターの事業別利用実績ということで、報告という意味で載せさせていただいておりますので、申し訳ございませんが、ご参照賜りたいと存じます。

次に、資料の1ページに戻りまして、7の指定管理者の名称及び主たる事業所の所在地でございます。名称につきましては、社会福祉法人まりも会、主たる事業所の所在地につきましては、東京都小平市上水南町四丁目7番45号でございます。

(3)の社会福祉法人まりも会の概要でございます。本日、お手元に当該法人のパンフレットを配付させていただいておりますので、そちらもあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、設立時期でございますが、昭和37年10月23日でございます。基本財産につきましては11億5,460万4,088円でございます。資産の総額につきましては18億5,850万5,903円となっております。従業員数でございますが、役員といたしまして理事が7名、幹事が2名、評議員が15名、法人全体の職員総数といたしましては285名となっており、その下の数字につきましては、常勤等の内訳が記載しているところでございます。

次に、⑤の設立目的でございますが、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して、総合的に提供されるよう創意工夫することによりまして、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行うということでございます。

それから⑥番、事業実績でございますが、第一種社会福祉事業につきましては、社会福祉施設のうち、特に公共性の高い事業でございまして、援護を要する方々を収容し、生活の大部分を営ませるなど、個人の人格の尊重に重大な関係を持つ社会福祉事業として位置づけられてございまして、その下のイのところ、第二種社会福祉事業でございますが、第一種社会福祉事業以外の社会福祉事業で、専ら社会福祉の増進に貢献する事業という位置づけでございます。当該法人につきましては、資料のイのところ、(イ)と(ウ)につきましては、指定管理委託として委託をしております。なお、(エ)の事業運営につきましては、通常の委託という形をお願いをしているところでございます。なお、本資料の3ページ、見開きの右側でございます、その下段のところ、第一種及び第二種の社会福祉事業の用語説明を掲載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

次に8、指定管理の業務に携わる職員でございますが、管理者1名、事務員2名、支援員が15名、相談員2名、看護師2名、栄養士1名、調理員2名、運転手1名、介護人3名、添乗員2名、食事介助員6名、療法士4名、医師3名の合計44名でございます。

それから最後になりますが、指定の期間でございますが、平成23年4月1日より平成28

年3月31日までの5年間ということでお願いをいたしたいと存じます。なお、本件の諮問に当たりましては、本来、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条におきまして、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとするとして規定されているところでございますが、小金井市障害者福祉センターの開所時より管理運営を当該法人に委託をしてございまして、その後の第1期指定管理指定期間を含めて当該法人の安定的な運営と日常的にご利用者あるいは保護者の方々との意見交換を行いまして、改善する必要がある場合につきましては、事業の見直しに向けた取り組みを迅速に行うなど常にご利用者の利用満足度を調査しながら運用してきたというような経過がございます。このようなことから、指定管理者の変更に伴う大きなハレーションというものが考えられたものですから、そういったものを勘案いたしまして、条例第5条及び同条例施行規則第6条第3号の規定によりまして、公募によらない選定とするということにいたしましたので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

以上、雑駁ではございますが、私からの事業概要等の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎委員長 ありがとうございます。施設の概要につきまして、説明が終わりました。

次に、既に提出されております事業計画書等につきまして、社会福祉法人まりも会さんから補足説明があればお願いいたします。

◎まりも会 今日はどうかよろしくお願いたします。補足説明としまして、事業計画の中で特に強調して触れていなかった点がありますので、説明させていただきます。それは、障害者センターの環境整備ということが非常に大事だと思っております、重度障害者の方が通っておりますので、特に心臓疾患とか呼吸器機能障害の方もいらっしゃいます。そういう点で特に21年度、環境整備を小金井市の協力を得ながら省エネルギー対策とあわせて取り組んできました。大型空気清浄機の設置、それからあと、空調機の取りかえ、それからあと、照明器具の取りかえ等を行ってきまして、利用者にとっても快適な環境が整備されているところです。

それからもう一つ、省エネルギーとエコ対策としまして、センターの場合、給食を行っております。今まで平成19年の10月までは1日に13キロの生ごみが出ておりました。19年の11月に生ごみ処理機を導入しまして、すべて堆肥化にするということで生ごみをゼロにしようという運動をずっとやってきまして、今現在、1日13キロだったのが1日50グラムの、油がメインです、そういうごみになっておまして、年間3,120キロのごみが年間1キロぐらいのごみになっていまして、省エネとエコ対策ということで取り組んでいまして、これについて触れておりませんでしたので、補足とさせていただきます。失礼いたしました。

◎委員長 大変ありがとうございました。それでは、ただいまの概要の説明、そして提出されております事業計画書等につきまして、各委員の皆さんから質疑を受けていきたいと思っております。

その前に、私からのほうから総合的に1点、質問をさせていただきます。指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますけれども、公募によらない選定の規定もございます。先ほど、公募しないことの説明はいただいた訳でございますけれども、再度、小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定に当たりまして、公募によらない選定にした理由についての説明を簡潔にお願いいたします。

◎佐久間障害福祉課長 私のほうから再度、説明させていただきます。大きく考えますと3点

あると存じます。まず、障害者福祉センターにつきましては、先程申し上げましたように、主たる対象者を身体障害のある方とさせていただいてございますが、市内の限られた施設であるということから総合利用という考え方で知的障害のある方、要するに重複障害のある方、そういった方もご利用いただいている状況がありまして、当該法人につきましては、障害特性に即した形での支援を行う。そのために職員に対する日頃の指導や研修等により人材育成に非常に力を注いでございます。利用者が安心して通所することができるような職員の資質向上に努めているところでございます。資料のほうにも第三者評価ということで、毎年評価を受けてございますけれども、そこにおいても高い評価を得ております。そういうところが1点でございます。

それから2番目ですけれども、従前から実施してございます障害者福祉センターの運営協議会あるいは各事業の利用者及び家族を対象といたしました懇談会の中で当該法人の支援に対する感謝の声が多く寄せられているところでございます。利用者との信頼関係が非常に構築されているということが理解できるということでございます。また、地域におきましても、障害者センター自身が地域における開かれた施設であるということから、地域の方々への障害特性の理解促進に取り組むとともに地域の行事にも積極的に参加をして、地域からの信頼も非常に厚い。障害者センターの向かい側には緑小学校というものがございます。生徒さん等が不安を持って通学するというようなことがないようなことにも非常に留意をいたしまして運営をしているところでございます。

3番目につきましては、障害者福祉センターには、どんなに重い障害がある方も受け入れるという基本理念がございます。昨今では、先ほど所長のほうからも少し説明がございましたが、医療的ケアが非常に必要な方が増えてきているのが現状でございます。このような利用者への支援策として、当該法人につきましては看護師を2名配置するということをしておりまして、利用者の方々の安全確保に努めているということがございます。

これらのことから、障害者福祉センターの指定管理者を公募によらず現行の法人を選定することといたしたいというのが理由でございます。以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。

それでは、各委員からの質疑を行っていきたいと思います。どうぞ、■■■■委員。

◎委員 先ほどの公募によらないで継続するということですが、この団体は長期的に非常に献身的な仕事をしているようです。その辺は、本当に頭が下がる思いで、決して継続することに反対はしておりません。ただ、公募しないで継続をするという条件がいろいろあると思うのですが、例えば技術的に非常に高度であるとか、それからあるいは専門的な知識がないといけないとか、そういったいろいろな条件があるのですが、そういった条件をどこでどう決めるのかという点です。

その辺がちょっと読んでいて気になった点ですが、小金井市に同じような競合する団体がないのかということで、電話帳で調べたのですが、そうしたらちょっと私もびっくりしたのですが、40カ所あります。その40カ所というのを私、1つ1つ調べた訳ではないので分からないのですが、今回のこういった選定をするということは、非常に合理的なやり方で新規に参入しようという団体をできるだけ、そういうのも見ていこうという趣旨だと私は理解しているんですけど、そういう点からすると、40カ所の中で何か似たようなも

のがないのかという心配といいますか、そういう点があったので、その辺はどう決めるのか。どうして技術的に高いのか、あるいは歴史が深いのか。ここにはいろいろ歴史なり何なり書いてあって、読んでみればわかるのですけれども、その40カ所についても結局事業をしている訳ですから、どこかにしかるべき書類が出ています。ですからそれを見れば、大体1人か2人しかやっていないとか、あるいは歴史が去年からだというようなことで、明らかにこういうまりも会に比べたら、まもり会が圧倒的に継続、お勧めできるだろうということが分かるのですけれども、そういった競合するような事業が他になかったのか。ただ、今までやってきたから継続するというのではなくて、他にはこういうところがあるけれども、ちょっと比較するとはるかにもう、先ほど言った技術的にも高度なんだ、だから継続したい、何かそんな理由があると非常に分かりやすいと感じました。以上です。

◎委員長 よろしくお願ひいたします。

◎佐久間障害福祉課長 では、私のほうから説明させていただきます。ただいまご指摘がございましたように、当初、第1期のときの選定委員会的时候にも同じようなご質問があったかと思ひます。実際には障害者センターが設立されたのは平成5年の10月です。その当時、運営委託で行うということでございましたので、市内あるいは市外も含めまして、管理運営を引き受けてくださる法人さんがないだろうかということでご非常にいろんなところを回ってお願ひしましたところ、逆に「うちではちょっとやり切れません、身体障害のある方についての支援は非常に難しいものがあるので、技術的にうちの法人では受け入れることができません。」ということで、非常にお断りをされた現状がございまして、そのときにやっとうちのまりも会さんにたどり着き、やっとうちを引き受けていただいたという経過が一つはございまして。

それからもう18年ほど経っている訳でございますけれども、その中で確かにNPO法人だとか、さまざまな法人さんが参入をしてきておまして、市内でもさまざまな施設を運営されている事業者さんもいらっしゃいます。大きなところでいいますと、つきみ野の園の特養老人ホームであるとか、聖ヨハネ会であるとか、あとはあんず苑、そういう介護保険施設を運営されている結構大きな法人さんもございまして。ただ、やはり聞いてみますと、身体障害に特化した形での支援が非常に難しい。実際は介護保険施設であるので、ご高齢の方を対象としているとか、あとは市内の施設の中でも聖ヨハネ会さんについては、知的障害の方のグループホームを運営されていたり、桜町病院を運営されていたり、老人ホームのほうを運営されていたりということで、身体障害のある方に特化した形での支援がなかなか難しいところがございますというご意見を頂戴しているところでございます。

今、候補者としてお願ひをさせていただきますまりも会さんについては、清瀬の療護園というところで清瀬市にございまして、今、東京都のほうやはり指定管理ということで受けてございまして、そこも同じような身体障害のある方の支援を行っているところでございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、やはり気管切開をしているだとか、そういうことで、ご自分でなかなかコミュニケーションがとれない、ご自分で発語がないということで、ご自分で意思をなかなか伝えることができない。それを酌み取り、あとは医療ケアをして、その方が満足できるだけの支援を行うということをご非常にまりも会さんの職員は得意としているところがございますので、そういった実績を鑑みまして、非公募にするということをご考えさせていただいた次



第でございます。以上でございます。

◎委員 よく分かりました。今のいろいろ特殊なこういうことをやっているということが他のグループでどうなのかというのが知らなかったもので、非常によく分かりました。うちの近所にもあんず苑とかそれからパナソニックサービスなんていうのがありまして、そういうところを夕方歩きますと、何10人と送り迎えの車を待っているというようなのを見ますので、ああいうところはどうかのかなという感じがしたものですから、質問した訳です。以上です。

◎委員長 ありがとうございます。どうぞ、          委員。

◎委員           です。2、3の質問をしたいのですが、これ、対立候補がないんです。それで対立候補がないままでこれらの資料によってあと5年間の業績を多分お任せすることになるという状態なので、我々としては、この手元にある資料のみで判断しかできません。そこで続けて申しますが、この資料、申請書の16ページ「自立支援費収入と利用料収入」、これはどういう内容なのでしょうか。

◎委員長 よろしくお願いたします。

◎佐久間障害福祉課長 まず、自立支援給付費でございます。自立支援法というものが施行された関係がございまして、介護保険と同じように、まずはサービスの全体の金額があって、そのうちの利用者負担は原則として1割です。その1割の分を利用者の方から障害者センター、受託者が受け取り、あとの残りの9割の分については、運営費ということで国保連合会というところを介入させて、センターから国保連合会へ請求をして、国保連合会が市のほうへ請求してくる。その金額を国保連合会に払い、その金額がセンターに入ってくるということで、トータルのには9割と1割ですから、それを全部合計すると自立支援給付費が成立するという形で、入ってくるところが2カ所からあるということです。利用者から入ってくる、それから国民健康保険連合会から入ってくる。その金額が自立支援給付費として運営費に充てられる。そのような仕組みでございます。

◎委員 利用者から入ってくるのと、もう1つが……。

◎佐久間障害福祉課長 最終的には市が払う運営費というものでございます。公費負担のものでございます。

◎委員 はい、続けます。3ページですが、上のほうに「毎日通所者の事業」とありまして、生活介護というのやはり増える傾向にあるのでしょうか。

◎佐久間障害福祉課長 今現在、定員が35名ということで行ってございまして、今現在では34名のご利用がございまして、1名につきましては、今、空いている状況ですが、23年の4月からは1人通所される予定でございますので、ちょうど定員になるかと思っております。

◎委員 やはりこういう社会状況なので、おそらく利用者というのは増えていくのでしょうか。どういう傾向ですか。

◎佐久間障害福祉課長 傾向としては、増える傾向にはございますけれども、障害の程度が重い方がこの生活介護というサービスを受けることができる状況があります。ですので、そこまで重くなる、要するに、今現在、障害のある方がご高齢になることによって、障害が重篤化するということがあるかと思っております。ただ、自立支援法におきましては、65歳以降の方については、原則として介護保険施設へ移行されるということになりますので、それまでの64歳ま

での方について、重篤化が考えられるということを勘案しますと、そういう方が増えるという可能性もあるとは思いますが、今現在は待機者というのはございません。

◎委員 分かりました。8ページ真ん中ぐらいに会長さんのお言葉で「必要な介護は受けながら、その人なりの自立を目指していく」という、こういう精神でやっておられる訳ですね。

◎佐久間障害福祉課長 はい。

◎委員 分かりました。それから次、第三者評価のところにあります。利用者調査全体のコメントとして「施設では、利用者が安心、安定した生活を送ることができていると見受けられる」ということがあって、これはこういう第三者評価を受けておられる訳ですね。

◎佐久間障害福祉課長 そうです。毎年、受けてございます。

◎委員 分かりました。次、それから、利用者調査、団体のコメントの中に家族アンケートでは、「センター本意ではなく、本人の日ごろの行動などをよく考え、計画を立ててくれている」云々、こういう評価がある訳ですね。

◎佐久間障害福祉課長 はい。

◎委員 これはこれで結構だと思います。それから次、続けます。給与支払規定というのがある。あって、「作業グループの方は毎月30日に給料をもらいます」と。これはどの程度の金額になるのでしょうか平均して。1人当たりの月額として。

◎まりも会 本当に生活介護の中では、作業中心のグループというのが34人のうち8名、9名ぐらい作業を中心にされている方がいらっしゃいます。平均3,000円から4,000円ぐらい。工賃ということですが、利用者にとっては、やはり給料という名前で使っているということです。3,000円ぐらいです。年間2回、一時金というのがあるのですが、一時金が1回1万6,000円ぐらい出ますので、3万2,000円でしょうか、年2回。

◎委員 分かりました。以上、終わりです。

◎まりも会 ありがとうございます。

◎委員長 ありがとうございます。どうぞ、          委員。

◎委員 委員の          でございます。確認をちょっとしたいと思うのですが、終わりのほうに備品一覧表というのがございます。これは、委託費で購入したとなっておりますが、この所有は市のほうですか、センターということですか。

◎佐久間障害福祉課長 帰属は市でございます。

◎委員 そうですか。それでまりも会の貸借対照表には出てない訳ですね。

◎佐久間障害福祉課長 そうです。

◎委員 そうということですね、分かりました。

◎委員長 よろしゅうございますか。

◎委員 はい。

◎委員 よろしいですか。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 先ほど言いましたように、非常に経験も豊富だろうし、大変な仕事だということで基本的には異議はないのですけれども、今回、私この資料を見ていまして非常に強く感じたのは資料が多過ぎます。はっきり言って。これは、私もいろいろこういった指導をやっていまして

れども、普通のところだとアウトというか、非常によくない。というのはやはり今、経費を節減しようと言っている訳です。そういった経費を少しでも減らしてプラスにしないまでもとんとんにしていこうという努力をいろいろな事業体でしている訳ですけれども、その辺の経費の節減に関する感じがちょっとなかったと感じます。

例えば、私ざっと見ましたら、全部で1,400ページぐらいあります。1,400ページといますと、コピーしていくと、1枚裏表ですから1枚10円としても1冊で1万2、3千円かかります。これが10冊としますと、12、3万かかる訳です。それにこういう見出しを付けたら、チェックしたりということを入れますと、14、5万になります。やはりこういうのは、もう少し資料の仕分けをしていただいて、本当にこういうことをしたいということだけのサマリーで十分ではないかと感じます。

例えば、ここに議事録があります。議事録が3回まで入っています。これは細かく誰々が何を言ったと書いてあるのですが、これが36ページあります。私はこういう議事録というのは、ある意味必要ないだろうし、あってもサマリーにしてしまって、1ページか2ページで済んでしまう。そういうふうに削減できるのではないかと思います。さっき話のあった第三者報告書、これも同じようなフォームで書いてあり120ページあります。これも要旨だけつくれば、せいぜい10ページぐらいで済むのではないかと感じました。

それから、感染症対策とか事故について。これは例えば事故が起きた場合、消防署なり、保健所なり、あるいは労働基準監督署なり、そういうところにはかなり細かいものを提出しますが、これは全くそれと同じような書類。いわゆるここで選定をするための資料にはあまり必要ない。あっても1枚か2枚で済むのではないかと感じました。

それからあとは、まりも会の事業として6つありますね。清瀬のほうにくるめ会とか、そういったもののいわゆる報告書というのもそれぞれ50ページぐらい、合計で180ページあります。今回、審議する小金井だけというのは、たった6ページです。これは必要でしょうか。それ以外の報告書というのは、ほかの事業ですから要らないのではないのでしょうか。

それから固定資産の管理台帳ですけれども、これも細かいのがあって34ページぐらいあります。これ中を見ますと、例えばベッドが7万円とか、基準でおそらく10万円以上計上していると思うんですけれども、灰皿が4万円したとか、あるいは中に残存価値のものとかもあると思うのですけれども、そういったそこまで34ページも使ってリストになっていて、これは公認会計士、いわゆる会計監査のときは必要なんだろうけれども、この場で審議するには要らないのではないかと。

それから決算書ですけれども、これも全部で400ページもあります。これはまりも会全体のやつも100ページぐらいありますけれども、これもサマリーにできるのではないかと。

それから事業計画書も19年度、20年度、21年度、それぞれについて340ページぐらいありますよね。これもかなりカットできるのではないかと。よく株主総会などで4、5枚の印刷物を株主に渡すサマリーがありますね、今回の資料であれば、そのレベルでもいいという感じがしました。

他いろいろ見ていると、これは要らないのではないかと、もっと仕分けすればいいのではないかとというのがありまして、ざっと計算してみると大体200ページぐらいで済みます。1,40

0 ページが 200 ページになりますと、大体 6 分の 1 から 7 分の 1 になります。そうすると先程の 14、5 万円かかる資料に対する費用だって、10 万円位は浮く訳です。その分、介護する人を 1 人なり 2 人でも増やせば、もっといい介護ができると思います。ですから、そういった仕分けをもう少ししていただけたらと資料を見てそう感じました。以上です。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、当初予定していた時間が来ておりますので、大変申し訳ございませんけれども、以上で小金井市障害者福祉センターに係る関係者からの説明、質疑を終了いたします。

ここでまりも会の関係者はご退席になります。本日は、大変ありがとうございました。

◎まりも会 どうもありがとうございました。

◎委員長 なお、担当部局につきましては、審査に当たって質疑等があるかもしれませんが、お残りください。

(関係者退席)

◎委員長 それでは、これから小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者として、社会福祉法人まりも会を選定することにつきまして、当委員会として審議を行っていきたいと思います。何でも結構でございますので、ご意見等がございましたらば、ご発言をお願いしたいと思います。委員会のまとめ方としましては、何かご意見があれば、この委員会としてはその意見を付して市長に答申するということになりますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

◎委員 先程もちよっと長々と話ししてしまって申し訳なかったのですがけれども、とにかく資料の仕分けをもっとしたらどうかと。これはやはり受け取る側のほうで、そういう指導もして、これはいいよというような言い方でいかないと、なかなか先方はとにかくコピーしてしまえばいいということでどんどんたくさん出してくるので、その辺がこちらの受け取るサイドでもそういう指導が必要ではないかという気がちょっとなりました。

◎委員長 ありがとうございます。

前回、平成 18 年 2 月 23 日、当委員会で答申いたしました際の意見としましては、今 ■■■■ 委員がおっしゃったことに関連いたしまして、次のような文言がございました。「利用者サービスの向上と障害者福祉センター管理運営業務に係る経費の削減に努めていただきたい」ということでございます。利用者サービスを向上しなさいということと、管理運営業務の経費の削減に努力していただきたいということでございますが。

◎委員 次のヨハネ会、あれは 100 ページぐらいで、この厚さです。これで十分審査するには足りる。

◎委員長 今、おっしゃるとおりに、全部紙にしないで、よくメールも来ますけれども、プリントアウトする前に考えろということでエコとかグリーンですから、私もこれ、びっくりしました。これ、おっしゃるように、1,000 ページ超えているということですね。

いかがでしょうか。2 点ということでよろしいでしょうか。利用者サービスの向上をお願いするというのと、この障害者福祉センターの管理運営業務に係る経費全般の削減に引き続き努力していただきたいという意見でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、今、申し上げましたように、前回と似ておりますけれども、2点で、利用者サービスの向上と障害者福祉センター管理運営業務全般に係る経費の削減に引き続き努力していただきたいという意見を付しまして、社会福祉法人まりも会を指定管理者候補者として選定するという事で取りまとめをしたいと思っておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、異議なしということで本件につきまして、ただ今申し上げましたとおり、市長に答申するという事で決定したいと思います。ありがとうございます。

(小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの審議)

◎委員長 それでは、引き続き、次の第2議題に入りたいと思います。平成22年度諮問第5号「小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について」を議題といたします。

本件につきまして、説明のため担当課から伏見介護福祉課長、高橋課長補佐、そして、指定管理者候補者として、社会福祉法人聖ヨハネ会から藤井センター長さんにご出席をいただいております。それでは初めに、施設の概要等につきまして、ご説明をお願いいたします。

◎伏見介護福祉課長 介護福祉課長の伏見と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定についてということで概要を説明させていただきます。

初めに、お手元の資料、見づらく申し訳ございませんが、見出しの語句を見ていただいて、後ろのほうに「その他」というのがあると思うんですけれども、そちらのパンフレットのほうにてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回、指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター。位置は本町二丁目10番13号でございます。こちらのパンフレットの最終ページの左下段に地図がありますが、中央線北側小金井街道東側のけやき通り沿いの施設でございます。本施設の開設は平成10年10月1日でございます。敷地面積は394.16平米。鉄筋コンクリート造りの3階建てでございます。建物の延べ床面積ですが、こちらの今ご覧いただいている資料の4ページにもありますとおり、延べ床面積は748.35平米でございます。

なお、本センターについては、小金井市立高齢者在宅サービスセンター条例があり、その条例の第3条で事業が規定されており、介護保険法に定める通所介護事業及び市長が特に認める事業の2事業となっております。事業内容については、1つがその4ページのとおり、通所介護いわゆるデイサービス事業でございます。このデイサービスについては、一般型と認知症対応型の2種類あり、利用定員は、一般型が25名、認知症対応型が12名となっております。

次に、小金井市より委託している事業について説明いたします。資料の見出しの22年度事業計画書というものの4ページ下段の地域支援事業というところをご覧ください。平成18年度の介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業として要介護等の状態にならないよう、介護予防のプログラムを行っていただいているところです。具体的には、一般の高齢者を対象に週1

回、定員12名、6カ月1クールで脳トレーニングや体操等の認知症予防プログラムを専門研修を修了したスタッフを中心に実施しております。

また、それ以下にありますとおり、家族介護教室を年1回、講座形式で実施し、在宅介護を行うための必要かつ適切な介護知識等を利用者家族、地域町会、市民全体が参加できるよう企画から実施まで行っております。

さらにその下ですが、認知症高齢者の家族交流事業として、家族介護継続支援事業も実施されており、月に1回交流会を開催しております。

次に、5ページ下段の食の自立支援事業です。こちらは、ひとり暮らし高齢者等で必要な方に配食サービスを中心に栄養などのコーディネートをさせていただいている事業でございます。

さらに、6ページ中段以降にあるとおり、センター独自の事業も展開しているところです。

ただいまお話しした事業について、今回、指定管理の業務の範囲としてお願いするものでございます。

平成21年度の実績でございますが、資料の21年度事業報告書のほうをご覧くださいと思います。ページが振ってなくて大変申し訳ございませんが、3枚目の裏面の表にありますとおり、一般型の通所介護が延べ6,299人、認知症型の通所介護が延べ2,766人、また配食サービスについては、年間2万3,000食以上の実績があるところでございます。

本センターの収支でございますが、申し訳ありませんが、資料の21年度会計決算書、こちらの3枚目でございます事業活動収支計算書をご覧くださいと思います。全体では、1億3,000万円強の決算になっているところです。この表のうち、収入の上から4行目、特別事業収入の欄、こちらの欄、2,611万6,000円が小金井市の指定管理委託料になっております。内訳としては、食の自立支援事業に2,251万円、介護予防プログラムに約327万円、介護教室等に約32万円となっているところです。

今回、指定管理をお願いする社会福祉法人聖ヨハネ会の概要ですが、資料の法人の概要というところの1枚目裏面並びに冒頭申し上げました「その他」の利用案内にありますとおり、広く社会福祉事業を展開いただいております。知的障害者の方々に対するサービス、桜町病院、高齢者に対するサービスもさまざまあり、市内に2カ所あるうちの1カ所の特別養護老人ホーム聖ヨハネホーム、また、市内4カ所あるうちの1カ所の地域包括支援センターである小金井きた地域包括支援センターの事業の運営も行っていただいております。

本センターに関する人員でございますが、平成22年3月末現在、正職3名、非常勤職員33名、計36名で行っております。23年度の事業計画につきましては、お手元の資料「事業計画書」でお示ししたとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、この施設の管理を行わせる公の施設の指定期間としましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間ということをお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、概略を説明させていただきました。ありがとうございました。

◎委員長 ありがとうございます。施設の概要につきまして、説明が終わりました。次に、提出されております事業計画書等につきまして、社会福祉法人聖ヨハネ会さんから補足説明があればお願いいたします。

◎聖ヨハネ会 特に補足説明はございません。

◎委員長 大変ありがとうございました。それでは、これから概要の説明、また、提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思っております。

その前に、委員長から総合的に1点、質問をさせていただきます。指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない選定の規定もございます。今回、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定とした理由についての説明を簡潔にお願いいたします。

◎伏見介護福祉課長 本施設は、平成10年10月1日に開設し、その開設当初から同法人聖ヨハネ会のほうに管理をお願いしているところでございます。その間、同法人の常に弱者の視点に立って弱い立場の人々の身体的、精神的援助に努めるという方針のもと、高齢者福祉のため、職員研修等の人材の育成や利用者の安心利用のための職員資質向上を行っているところでございます。本年度、第三者評価を受けたところでもあり、高い評価も受けております。

また、利用者や家族等の連絡会議等の中でも同法人への感謝の声は多く、また、地域に開かれた施設を目指し、地元町会、商店会との地域行事参加等、協力関係を保つとともに、シニア世代のボランティア活動も積極的に進め、活躍の場の提供作り等、地域貢献にも努力していただいているところでございます。また、市内近隣に法人本部があり、かつ医療機関を併設しているため、緊急時等の応援態勢も迅速に対応することができます。

これらのことから、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び同条例施行規則第6条第3号に該当するため、公募によらない選定をしたところでございます。以上です。

◎委員長 ありがとうございました。それでは、説明を伺いましたので、委員からの質疑を承っていききたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

◎委員 ヨハネ会という団体で、とにかく高い理念もお持ちで長い間非常に献身的な作業をされており、その点は本当に頭が下がる思いです。私は個人的には全く継続していただいて結構だと思います。ただ、1、2点ちょっと質問があったのでよろしいですか。

◎委員長 はい、どうぞ。

◎委員 よく知らないでお聞きしたいのですが、名前が小金井市立となって、この市立というのはどういう意味なのかということと、それから今回、本町在宅サービスセンターということなんですけれども、桜町ヨハネホームとか、在宅サービスセンターとか、それから小金井北、あるいは他にもありましたですか、そういったところとの関連といいますか、指定はどうなっていたのかという2点、ちょっと分からなかったのです。

◎委員長 よろしく願いいたします。

◎伏見介護福祉課長 まず1点目の市立という部分でございますが、こちらが平成10年度当初から、小金井市の条例で定めているとおり、公設民営で行っていたということになります。ですから、土地、建物は原則的に市のものということで市立ということになっております。

それから2点目と関連するのですが、2点目以降の桜町とか聖ヨハネ、小金井きた地域包括支援センター、こちらにつきましては、聖ヨハネ会のほうで直接事務を行っているという建物の関係で別々になっているということでございます。

◎委員 そうすると、もし指定しないと、市としてはどんな影響を。市の所有物ですよね。た

だ財産に乗るというだけですか。

◎伏見介護福祉課長 指定しないとどうなるかということですが、指定しなければ委託という形になるかと思えますけれども、指定管理制度が変わった時点で、当時委託していた事業について指定管理をお願いするようになったという経過がございまして、今回も引き続き指定管理をお願いしたいということになっているところがございます。もし、指定管理しなければどうなるのかというと、原則的には市で直轄してやらなければいけないということになるかと思えます。

◎委員 分かりました。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎委員 聖ヨハネ修道会の存在は、何というか、吉祥寺からこちらの近郊の都市の中で極めて特徴のある活動をしておられる法人として敬意を表するものであります。それで、2、3お聞きしたいのですが、初めの頃に、特記事項の中に「小金井市配食サービス事業を実施している」ということがありまして、これも1つの特徴と思われませんが、これは相当実績を積んでいらっしゃる訳ですね。

◎聖ヨハネ 質問にお答えします。1日平均73食の定員がございまして、毎日月曜日から土曜日まで配食しております。実績は73食定員のところ、非常にニーズが高いため、法人持ち出しで90食以上の実績があります。以上です。

◎委員 分かりました。細かい話ですが、この配食というのは自宅へ届けられる訳ですか。

◎聖ヨハネ会 はい。

◎委員 お皿や何かも回収に当たられる訳ですか。

◎聖ヨハネ会 はい、そうです。

◎委員 大変ですな。

◎聖ヨハネ会 高齢者のひとり暮らしと高齢者のみ世帯に配食を提供しておりますけれども、ただお弁当を届けるということだけでなく、安否確認を基本としております。民間の配食と違うところは、経験のある宅配員が行きまして、なじみの顔になっておりますので、具合が悪い、あとは脳梗塞の発症の疑いがある場合は、すぐセンターに無線が入りまして、センターのほうからご家族のほうに連絡し、センターのほうで病院を手配するといったこともしております。それが特徴的です。

◎委員 なかなか民間業者にないような、そういう親切な活動は大したものだと思います。私の質問は以上であります。

◎委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特に他にないということですので、以上で小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターに係る関係者からの質問、質疑を終了いたします。ここで聖ヨハネ会の関係者さんはご退席になります。本日は、大変ありがとうございました。

◎聖ヨハネ会 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

◎委員長 なお、担当部局につきましては、審査に当たり質疑等があるかもしれませんが、お残りください。

(関係者退席)



◎委員長 それでは、これから小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者として、社会福祉法人聖ヨハネ会を選定することについて、当委員会として審議を行ってきたいと思います。

何でも結構でございますので、ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。なお、先程と同様、当委員会のまとめ方としましては、委員会として意見があれば、その意見を付して市長に答申するということになりますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員 感想みたいなことで、質問ではないのですが、よく新聞などでも介護する方は、処遇の問題とか、人が足りないという話がよく出ていますよね。今みたいなこういうサービス事業というのは、これから当然そういう問題が大きくなると思うのですが、その辺はどうなっているのか。国レベルの問題なので、言えないと思いますけれども、よくそういう中でサービスやっているなというのが率直な感想です。

◎委員長 仕事と待遇も含めてですね。

◎委員 そうですね。働く時間とか処遇です。その辺がいつも引っ掛かっていて、こういうのに賛成するのはいいのですが、大丈夫なのかなという感じがちょっとあって、質問にはならないですね。

◎委員長 いかがでしょうか。何か、感想といたしますか。

◎委員 何か動きがあるのか。

◎委員長 ご専門の担当のほうから。

◎伏見介護福祉課長 非常にお答えづらいところはあるのですが、確かにおっしゃられるとおり、福祉の現場で働いている方については、厳しい状況があるのかなというところは認識しております。介護保険の報酬の改定が2年前にあった訳ではありますが、3%程度ということになるので、実質的には大きな賃金の改定にはなっていないという状況がございます。そういった中で、こういった聖ヨハネ会の精神的なものを持って一生懸命やられているということであれば、市としても何らかのサポートはしていきたいと考えております。

◎委員長 ありがとうございます。

◎委員 先ほど配食サービスがちょっと増えているとおっしゃって、それは多分今後増えていく筈ですので、そこはまた市で。

◎伏見介護福祉課長 配食の今後の状況ですが、おっしゃられるとおり、これから高齢社会に向けてどんどん増えていくような状況は確かに認識しております。それで今、本町のほうでやられているのですが、桜町本部でかなりサポートもいただいているという状況があります。そういったことで、一定ある数までは桜町のサポートでという話にはなると思いますけれども、今後についても市としては考えていかなければならないというところで問題意識としては持っております。

◎委員 済みません、もう1つ。

◎委員長 はい。

◎委員 今回の本町ですが、桜町とか或るいは北地域とか、こういったものとの関連というのはどうですか。そういうのはあちこちにあるのですか。それも指定しているのかどうか。

◎伏見介護福祉課長 単純にお答えすれば、指定はしておりません。これらはあくまでいわゆ

る民間の事業所ということでもあります。ですから、市ではなく各個々の事業所が運営をしているということになります。そういった中で地域包括支援センターについては、市の業務を一部委託している部分があるということで、指定管理ではなく委託という形で業務を行っていただいております。地域包括支援センターについては、市内に4カ所ございます。

◎委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。前回の高齢者在宅サービスセンターの委員会としての意見でありますけれども、前回答申しました平成18年2月17日の際には、次のような意見でございます。ご参考までに申し上げます。「指定管理者制度導入施設の指定管理者候補者の選定に当たっては、指定管理者制度の趣旨にのっとり公募を原則とし、やむを得ない場合、公募によらない選定によるように制度を運用していただきたい」ということで、前回の原案としましては、当委員会としては、公募が原則なので公募でやってください、公募でない選定になる場合には、そのように制度を運用していただきたいという、そのようになっておりました。

◎委員 私もちろん出ていましたけれども、そのときの議事録を見ますと、当時の伊藤課長さんの話として、「公募したほうがよいという委員の意見があれば公募を考えます」という文言が議事録に入っております。ですから、今回はどうなのかということもありますけれども、さっきの話と重複してしまいますが、公募をしないでやる、本当にそこしかないという何かエビデンスがあれば、非常に分かりやすいのですけれども。ちょっとその辺が引っ掛かるといいますか、ちょっとその辺が気になるというか。だから今回どうだということ、今回はこの2つのまりも会とヨハネ会に関しては、私は非常にいいと思いますけれども。

◎委員 委員の[ ]です。今回の4つの案件について、すべて1指定業者ということですが、最初の案件は、障害者ということで、難しい方たちを対象とした案件ということですので、継続性とか、あるいは評判とか、そういうものも関わってくると思うのですが、この当該案件につきましては、高齢者在宅サービスということで、小金井市或いは近隣において、たくさんの業者があると思うのですが、当該業者を継続するという理由として、障害者福祉センターと同じような理由が担当課のほうから述べられている訳です。聞いておまして、継続して選ぶ場合の理由というのは、みんなそのようなものなのかと私としては感じた訳なんですけれども、本来的に継続するということにおいては、他の業者に比べてこういう点がここは優れているから、ここで継続してお願いしたいから公募をしませんというような理由が述べられて然るべきだと思うんですが、どうもそのような理由ではないような気がしていた訳です。そのところはいかがでしょう。

◎伏見介護福祉課長 若干、説明したかとは思いますが、ちょっと言葉足らずな部分があったのかということもございます。それで、当該法人につきましては、概要でもご説明いたしましたが、医療、介護、障害、そういったサービスを運営する法人でございまして、そういった3サービスすべてを行っている法人というのは、市内では1カ所、こちらの聖ヨハネ会しかございません。

◎委員長 3つは医療と……。

◎伏見介護福祉課長 医療、介護、障害です。こういった3サービスを運営する法人というのは市内では唯一当該法人しかないということ、並びに先ほど公募によらない選定をした理由で

申し上げたとおり、本部自体がもちろん市内にあるということもそうですが、医療機関を併設しているということで、緊急時に何かあった場合、主治医等と連絡がとれない場合等については、同施設内の病院で対応していただける場合もあるということ、そういった意味でのバックアップ体制もかなりとれるということを考えれば、市内で他にそういった事業所というのを探すのは困難ではないかと担当では考えております。

◎委員 1つよろしいですか。病院というのは、見るべき患者が出た場合は、同じ経営でなくてもそれに対処するというのは本来だと思うのですが、いかがでしょうか。

◎伏見介護福祉課長 おっしゃるとおりでございます。確かにそちらの桜町じゃなくても救急車を呼べば、どこかの病院に搬送されるという点ではおっしゃるとおりだと思っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、原則的には主治医さんのほうに連絡をするという流れになっているようでございますが、主治医さんがなかなか休診等で連絡がつかないといった場合について、救急車を待っていたりすると時間がかかる場合もあるという中で、桜町病院に直接当該施設から連絡していった場合にすぐに対応できるというお話を聞いておりますので、そういった意味では、委員のおっしゃるとおりの部分はありますけれども、一定柔軟な対応はしていただけていると感じているところでございます。以上です。

◎委員長 ありがとうございます。

◎委員 ■■■委員のおっしゃるとおりで、私もちょっとそういう感じはしたのですが、先入観的にヨハネ会というのは、大病院のすぐそばにあるということとか、ホスピスみたいなものを持っている。

◎委員長 ホスピスを持っていますね。

◎委員 ああいうことをやる。それに関連したものをみんな持っておられる、バックに。そういう点からいうと、ちょっと他にそういうところがないという感じが、先入観的にはありますが、そういう見方をしていました、私は。

◎委員長 そうしますと、■■■委員のお考えですと、このヨハネ会さんは在宅サービスをやっているけれども、その後ろ側に総合的に高齢者の福祉や介護や、あるいは医療も含めて、そういうものがあるので、その中として評価できるということでしょうか。

◎委員 ちょっと漠然としていますが。

◎委員長 私が市民ではないので、その辺はちょっと分からないですけれども。

◎委員 聖ヨハネ会をどうこうという訳ではなくて、選定の公募をしないということにおいて、他の介護業者に頼まないということにおいて、聖ヨハネでなくてはならないということにおいての理由が、同じ運営母体でないと隣の聖ヨハネの病院にすぐ搬送されたり、見てもらえないということ、いいのか。例えば他の介護業者を選びました、場所はあそこにあります、他の介護業者がセンターで扱っている人たちにセンター内で何か起こったときは桜町病院で見てもらえるようなルートを市が作っておけばいいだけの話だと思うのです。医療設備がすぐそばにあるから同じ母体でなければという理由は当てはまらないと思うのです。公募をしないという理由においては、もう少し考えてもらわないといけないのではないかと思います。

◎伏見介護福祉課長 確かにそのご意見については、そのとおりだということもありますが、先程、障害のほうの議論は私も聞いていなかったのですが、この施設の中で認知症のデイサー

ビスも含まれております。そういった中では、認知症の方については、障害のある方とは比較するのはなかなか難しいではありますが、やはり、いわゆる弱者という中で、委員がおっしゃられるように、事業所が変わって、スタッフも全部一新という形になりますと、かなり、そういった対象者についてのダメージと申しますか、そういったものも発生してくる危険もあると思われま。私のほうの最初の説明でしなかった部分ではありますが、そういった部分についても影響が出てくるのではないかと申すことも考えていたところ。以上です。

◎委員長 ありがとうございます。当委員会としての答申の意見のまとめ方としては、いかがいたしましょう。この聖ヨハネ会さんそれ自体の選定についての理由と、それから制度の根本の公募によらないことにした場合の意見というのが、ちょっと重複しているような論点として出てきているような気もいたしており、苦慮しておりますけれども。

◎委員 今回のヨハネ会に関しては、私個人的な意見としては、継続しても結構です。もしコメントを付けるとしたら、ただし、同じ市内に同様のものがないのか、あるいは公募してもっと選べるのではないのか、あるいはもっと調査したほうがいいのではないのかとか、そういったニュアンスのコメントを入れたほうが良いような気がします。

◎委員長 そうしたら、担当の部局あるいは法人からの説明を聞いて、当委員会としてはヨハネ会を指定管理者とすることは賛成する。ただし、当初の趣旨から公募が原則であることから、非公募による選定についてはその理由をはっきりとさせていただきようお願いしますとともに、また、その管理運営については適正を期していただき、利用者のニーズに応じたサービスの向上を地域福祉の担い手として努めていただきたいというまとめで、そのような内容でよろしく申すございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、そのような意見を付しまして、社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として選定するというところで取りまとめたいと思います。

◎伏見介護福祉課長 分かりました。

◎委員長 それでは、そのような意見を付しまして、社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として選定することで取りまとめたいと思います。異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでありますので、本件につきまして、ただいま申し上げたように、市長に答申するというところで決定いたしたいと思っております。大変、ありがとうございます。

◎委員長 5分ぐらい休みましょうか。

( 休 憩 )

( 再 開 )

(小金井市福祉会館の審議)

◎委員長 それでは次に、平成22年度諮問第6号「小金井市福祉会館の指定管理者候補者の選定について」を議題といたします。

本件につきまして、説明のため担当課から堀池地域福祉課長、根本副主査、そして、指定管理者候補者として、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会から竹内常務理事、石塚係長さんにご出席をいただいております。

それでは初めに、施設の概要等につきまして、ご説明をお願いいたします。

◎堀池地域福祉課長 座ったまま失礼させていただきます。おはようございます。地域福祉課の堀池と申します。よろしく願いいたします。

それでは、小金井市福社会館の指定管理者候補者の選定について、概要を説明させていただきます。また、大変申し訳ございません、本日急遽、当初配付した資料が多くなっておりましたので、それを少しまとめさせていただいた資料を配付させていただきました。ページ数で言いますと、1ページから3ページまでのものと、別紙が1ページから3ページのもの、あと「福社会館をご利用ください」というA4、1枚のものになってございます。また、それに伴って概要の説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。まず、1の施設の概要についてです。(1)になりますけれども、管理を行わせる公の施設の名称及び位置についてです。名称は小金井市福社会館、位置につきましては、小金井市中町四丁目15番14号になってございます。

(2)の設置の目的でございます。目的におきましては、小金井市福社会館条例の第1条、「社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図り、市民文化の向上に寄与するため、小金井市福社会館を設置する」とされてございます。こちらの開設年月日でございますが、昭和43年6月14日、建物の面積におきましては2,759.11㎡、構造につきましては鉄筋コンクリート造りの地下1階、地上5階のものでございます。また、休館日につきましては、毎月第1火曜日及び第3火曜日、1月1日から同月3日まで、また12月29日から同月31日までといたしております。ただし、ということで、「指定管理者が必要と認めたときには、市長の承認を得て変更することができる」という形になってございます。また、開館時間におきましては、午前9時から午後10時まで。こちらにつきましても、ただし書きとして、「指定管理者が必要と認めたときは市長の承認を得て変更することができる」とされてございます。

施設の内容についてでございます。(8)です。こちらのほうは、小金井市福社会館条例の第4条に基づきまして、老人福祉センターに関する施設と地域福祉センターに関する施設、またその他必要な施設とされてございます。事業におきましては、条例第3条に基づきまして、老人福祉センターとしての事業、地域福祉センターとしての事業、その他市長が必要と認める事業となっております。

2ページ目に移らせていただきます。指定管理に係る業務の範囲についてです。(1)から(7)まで業務の範囲とさせていただきます。健康治療器保守点検業務、高齢者マッサージ事業、福祉機器サービス拠点事業、音楽療法講座事業、地域ファシリテーター養成講座事業、福社会館使用の承認に関する業務、福社会館の施設及び附帯設備の維持管理業務となっております。

また、3番目に移りますが、平成21年度の福社会館に係る事業別の利用実績を別紙として付けさせていただきますので、詳細についてはご覧いただきたいと思います。

4番目に移らせていただきます。指定管理者候補者の名称及び主たる事務所の所在地となります。名称につきましては社会福祉法人小金井市社会福祉協議会、所在地は小金井市中町四丁

目15番14号。(2)として、社会福祉協議会の概要となっております。①として、設立は昭和33年11月26日、基本財産としては120万、従業員数、理事15人、監事2人、職員32名、こちらは地域包括支援センター職員を含むこととされております。④として、設立目的でございます。小金井市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とされております。

⑤として、事業実績になります。アとして社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。イで社会福祉に関する活動への住民参加のための援助。ウとしまして社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成。エとしまして、アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業とされております。オとしまして保健、医療、教育、その他社会福祉と関連する事業との連絡。カといたしまして共同募金事業への協力。キで生活福祉資金貸付事業。クとして緊急福祉資金貸付事業。ケといたしまして福祉機器展示場の経営。コといたしまして移動支援事業の経営となっております。

3ページに移らせていただきます。大変申し訳ございません、ここでまた同じコで移動支援事業の経営ということで間違いがありましたので、ご訂正いただきたいと思っております。サといたしまして福祉サービス利用援助事業の経営。シといたしましてその他この法人の目的達成のために必要な事業とされております。

また、6、指定管理業務にかかわる職員としては、職員26人、指定管理の期間におきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までとさせていただきます。

なお、本件諮問に当たりましては、本来、小金井市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の第2条におきまして、公募するものとされておりますけれども、小金井市福祉会館の管理につきましては、平成12年度まで福祉会館の管理については直営でやっておりましたところ、平成13年度から平成17年度までは社会福祉協議会へ管理委託、また平成18年度からは指定管理制度に基づきまして、また社会福祉協議会のほうに指定管理に移行した経過があります。また、指定管理を指定するに当たりまして、社会福祉協議会、昭和33年以来、福祉の事業の担い手として長年の実績及び平成13年度からの福祉会館の安定的な受託をしてきた実績等を評価しております。また、選定理由につきましても、社会福祉協議会は地域福祉事業の市民に対しての評価が非常に高く、地域福祉の中核的担い手となっております。また、市内におきましても、地域福祉、市民全体、高齢、障害、生活困窮者等についての事業所というのがほぼないような状態の中で、公の施設として社会福祉協議会が存在しているところでございます。

また、社会福祉協議会の設立目的及び団体の経営方針が福祉会館の設置目的の第1条と整合するものと考えております。したがって、平成18年2月同様に小金井市の公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例第5条及び同条施行規則第6条3号の規定により、公募によらない選定とすることといたしたいと考えておりますので、ご審議、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思います。以上、説明を終わります。

◎委員長 ありがとうございます。施設の概要につきましての説明が終わりました。次に、提出されております事業計画書等につきまして、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会さんか

ら補足説明があれば、お願いいたします。

◎**小金井市社会福祉協議会** 特にございませぬ。

◎**委員長** それでは、ただいまの概要説明、また、提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思ひます。

最初に、私のほうから総合的に1点、委員長として説明をさせていただきます。この指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない規定の選定もございませぬ。先程、公募しないことの説明はされたかと思ひますが、再度、小金井市福社会館の指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定とした理由についての説明を簡潔にお願いいたします。

◎**堀池地域福祉課長** それでは、公募によらない選定ということで、再度、説明させていただきます。

まず1点目としましては、やはり市内唯一の公の法人であり、昭和33年以来、本当に地域に根ざした活動を行っており、市民の皆様からも非常に高い信用と信頼を得ていると認識しております。

また、指定管理、始まりまして、毎年、利用者懇談会の実施と利用者の意見集約等に努めているもので、また、市の介護、障害のほうの委託業務もしているところから、市の福祉関係、子ども関係におきましての連携が十分にとれている。いわゆる市民サービスが安定的に供給できると考えております。

3点目につきましては、やはり、先程もお話しさせていただきましたけれども、私ども福社会館の設置目的と社会福祉協議会の理念の整合性が合致するということで、やはり地域福祉、福社会館という建物の管理におきましては、高齢者、障害者、本当に生活困窮の方であったり、さまざま福祉サービスを利用される方が来場される会館になってございませぬので、そういうところでは、市民の皆様が安心して来られるような管理運営母体、理念を持ったところをお願いしたいと考えております。以上です。

◎**委員長** ありがとうございます。それでは、各委員からの質疑を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎**委員** ■■■■■です。質問します。小金井市ではだんだん定年退職者も増えてくる訳ですが、小金井市の特徴として高齢者の増える状況が、この福社会館のほうに何か影響が来ているんでしょうか。利用者が増えるとか、どういうものか伺いたいと思ひますが。

◎**小金井市社会福祉協議会** それでは、私のほうでお答えさせていただきたいと思ひます。

◎**委員長** よろしくお願いいたします。

◎**小金井市社会福祉協議会** 今、ご指摘のように、この5年間で小金井の人口は約4,000人増えておりますけれども、その大半が65歳以上の高齢者というデータになっております。それで福社会館の利用者でございませぬが、前回の議事録にありますように、当時、坂田課長が約13万人の利用というお話をさせていただいたかと思ひます。現在の状況では約15万人と把握してございまして、例えば、地下にお風呂があります。最近、ひとり暮らしのために自宅でお風呂に入ることができない方も増えてございまして、3,000人台から現在8,000人台にお風呂の利用者が増えているとか、それから玄関に入ってすぐのところは囲碁将棋のコーナー

ですが、もう満杯なんです。そういうように、自宅で過ごすよりは外に出て、お風呂に入ったり、団らんしたり、好きな囲碁将棋に打ち込んだり、そういう利用者が非常に増えてきております。そのように見ております。

◎委員 次、続けます。この建物が築43年になります。したがって、建物施設の劣化状況が目立ってくると思うのですが、そこら辺の修復対策というのは、いかがなものでしょうか。

◎堀池地域福祉課長 通年、修繕におきましては、管理委託をしておりました社会福祉協議会さんのほうから予算時期においては、こういう修繕が必要になりますということを受けまして、私どもが見に行きまして、修繕内容は常々行っているところでございます。また、今後、将来的なところでございますけれども、今年度、耐震診断を行いました。その結果に基づきまして、今後は耐震補強等改修工事については検討するという形をとることとなっております。

◎委員 相当費用も要すると思われるので、そこら辺の対策あるいは市からの援助などをお願いしたいという感じであります。話が飛びます。利用実績の中で高齢者のマッサージの利用人員が結構ある訳ですが、これは相当うまく利用されている訳なのではないでしょうか。

◎小金井市社会福祉協議会 それでは、私のほうから説明させていただきたいと思っております。高齢者マッサージ事業につきましては、小金井市福祉マッサージ会のほうに委託させていただいております。毎年2月に市民の皆様に応募させていただき、登録をさせていただいております。お1人が大体年間2回ぐらい受けられることができるような形になっておりまして、毎年、継続的に非常に申し込みが多くご利用いただいているという状況でございます。

◎委員 それから、利用実績のところですが、3の福祉サービス拠点事業の中に、相談・情報提供というのが結構利用されております。これは具体的にはどんな相談なりが話題になるのでしょうか。

◎小金井市社会福祉協議会 それでは私のほうからご説明させていただきます。相談・情報提供の中身につきましては、非常に介護されている方からのご相談ということになりますので、もちろん福祉機器の展示場でございますので、福祉機器の使い方であったり、福祉サービスの利用のことについてであったり、実際、おむつの種類であったり、福祉用具の細かな説明をさせていただく場合も非常に多いことと、私どものほうで車いすの貸し出し事業のほうもあわせてこちらのほうで行っておりますので、車いすの使い方であったり、利用の方法であったりということ非常に相談は多くなっております。

◎委員 3ページのところに、健康治療機器の利用状況とありまして、この健康治療機器というのは、どういう器具でしょうか。

◎小金井市社会福祉協議会 健康治療機器というものにつきましては、ヘルストロンという機械ですが、電気で頭の上と足元のところに電極がありまして、そこへ電気を流して体の血行をよくするといったものになっております。電気を使うものですので、心臓に疾患がある方とかというのは、使うのは非常に危険だということで、そういったこともご説明しながら多くの方に利用していただいているという状況です。

◎委員 これも相当うまく利用されている訳ですね。

◎小金井市社会福祉協議会 そうですね、朝一番は非常に利用が多い。一番をとるのに9時から皆さん大勢の方が来ていただいているということです。



◎委員 次に「福社会館をご利用ください」という別紙がありますが、これの地下1階に福祉共同作業所というのがあります。この作業の内容とか実績はどのような状況でしょうか。

◎堀池地域福祉課長 それにつきましては、作業所は、障害福祉課のほうの所管になりますので、実績等については障害福祉課が把握しております。あくまでも福社会館の施設管理と事業をお願いしているもののみとなっておりますので、作業所の実績については、私どもは分からない状況です。

◎委員 終わりです。

◎委員長 ありがとうございます。

◎委員 委員の[ ]です。1点お願いしたいと思いますが、事前に配付されておりました資料で、平成21年度は収支決算書、平成22年度は収支予算書というところで、この指定管理としての業務における決算書というのは、平成21年度ですと、福社会館管理事業特別会計収入支出決算書、これを見ればよろしい訳ですね。

◎小金井市社会福祉協議会 はい。

◎委員 そうですね。平成22年度の予算書の場合ですと、この福社会館管理事業経理区分のところを見ればよろしい訳ですね。

◎小金井市社会福祉協議会 それでは、私のほうから……。

◎委員 いやいや、質問はまだこれからです。平成23年度の予算というところにつながっていくんですが、そこで人件費を見てみますと、平成21年度の実績が654万2,000円となっております。平成22年度の予算は673万8,000円となっております。平成23年度の予測では1,096万円にはね上がっており、約400万円ぐらい増えている訳です。それに伴って、指定管理委託料は平成21年度が3,377万2,000円、平成22年度は3,383万5,000円、平成23年度が3,857万4,000円と上がっている訳です。ここのところは、どういう理由で人件費が約400万円位上がり、指定管理委託料が約400万円から500万円上がるというところをご説明願いたいと思います。

◎小金井市社会福祉協議会 それでは、私からご説明をさせていただきたいと思います。まず、収支決算書、予算書のほうに出ております福社会館事業の特別会計をご覧いただいていたかと思うのですが、指定管理委託料は、福社会館特別会計及び一般会計の地域福祉事業経理区分のほうに切り分けて行っております。介護機器、福祉機器の展示場の部分について、一般会計の地域福祉事業経理部分のほうに人件費が振り分けられておりますので、まずそこで福社会館の特別会計の人件費だけを見ると非常に差額が出てしまうということになるのかと思います。

◎委員 平成21年度、平成22年度はほぼ横並びになっていて、ところが平成23年度を見ますと、約400万円程上がっている訳です。

◎小金井市社会福祉協議会 大変申し訳ございません。

◎委員 これ、いずれも指定管理業務にかかわる決算書、予算書だと思うのですがけれども。一番頭に付いているんですけども、その一番頭の4ページに、当該管理運営業務に関する収支予算書というのがあります。その総括表で人件費が約1,000万円、指定管理委託料が約3,800万円。

◎小金井市社会福祉協議会 済みません。平成23年度は予算要求時点の数字ですから、毎年、

要求時点では金額が大きいんです。それで、平成21年度、平成22年度は査定が終わった数字です。平成23年度も査定が終わった数字ではこれよりずっと低いんです。平成23年度はまだ正式には決まっていませんけれども。ですから、これは要求の数字を入れたから大きくなっております。査定が終わりますと、大体昨年と平成21年度、平成22年度とほぼ同額になる予定でございます。

◎委員 人員が増えるとか、こういう時代ですから給料アップというのは、あまりなかなかないでしょうから、こういうことをやりたいから人件費の要望をたくさんして、それに対してもらうほうもこういうことになりますという説明があるのかと思ったんですが。

◎小金井市社会福祉協議会 毎年、今の体制でなかなか大変ですから、人を増やしていただきたいという願いを込めて増員を含めた予算要求はしております。しかし、現実には市の財政は厳しいですから、前の年と同じ人数でやってくださいということで実際には前年とほぼ同じ額になります。1人当たりの単価は変わりません。

◎委員 分かりました。

◎委員長 よろしいですか。■■■■委員どうぞ。

◎委員 委員の■■■■です。建物の中に集会所があったと思います。集会所について、ホームページ上で「集会、交流、文化創造の場として促進援助する場です。地域の集会やサークル活動にご利用ください」と書いてございました。以前、私が利用させていただきたいということで申し入れをしましたところ、断られました。建物が普通の集会所とは違いますので、その断られる理由等がお持ちで、基準等があるようでしたら、こういう書き方を考えたらいいのかと思ったのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

◎小金井市社会福祉協議会 集会室につきましては、基本的に福祉団体さんを中心にご利用いただいているということでございます。福祉団体というのは、老人の団体、障害者の方々、ボランティアのサークルといった方々に基本的にご利用いただく。それ以外に、空いている枠がございますので、一般的な趣味のサークルさんであってもご利用いただけるようにはなっておりますが、特に営業に近いような内容になってしまうようなものについては、お断りをさせていただいているという形になっています。そのあたりの境もなかなか微妙なものがもちろんありますが、明らかに公に募集をかけて、そこで金銭のやりとりによって利用されるような形というのは難しいということでございますので、詳しく内容を聞かせていただいたときに、現状では、そういった営業に近いようなものになってしまうとお断りをさせていただいておりますが、それ以外のものについては、極力我々内部の中でも協議をして、他の方にご利用いただくということには努めております。

◎委員長 どうぞ。

◎委員 質問が2点ばかりあるのですけれども、1つは今回のこの資料を読ませていただいて分かりにくかったのですが、今回の協議会というのがあるって、その一環として福祉会館というのがあるということで、いわゆる協議会の定款を見ますと、その1つに会館の運営、管理、経営というのが入っています。そうすると、会館というものの箱物だけのことを言っているのか。特に今回の提案されているのは、福祉会館というものを指定管理してほしいということなので、その福祉会館という箱物だけを別出しにして指定管理でお願いしたいと言われているのか、な

ぜ別枠に出してあったのか。むしろ、協議会と一体で協議会を指定管理していただいたのなら分かりやすいですが、会館だけを別にした理由がよくわからない。これが1点。

それから2点目、やはり収支の件ですけれども、これはいわゆる協議会という本体のP/Lとそれからいわゆるこの会館のP/Lを比べないといけないと思うのですけれども、例えば人について言うと、協議会のほうが17名、会館側が6名と出ていますが、そういった人の案分とか配分をどうしているのか。経費についても、光熱費や通信費、いろいろあると思うのですけれども、そういったものを協議会と会館をどういう配分の基準でやっているのか。それによってこの収支の計算も大分変わってくるので、その辺がどうなのかと、大きくはその2点です。

いずれにしても、今回の資料を見ますと、ほとんど協議会のレポートと見えます。会館というのは何で出てこないのか。今日いただいたこういう2枚物のように、例えば、4番目の5番、事業実績ということでいろいろ事業があるのですけれども、これを会館がやっているのか、あるいは協議会がやっていることなのか、その辺がちょっとごっちゃになっている感じで、私には分かりにくかったです。会館と協議会の問題ですが。以上です。

◎**小金井市社会福祉協議会** 1点目でございますが、これは定款の中にそのような特別に記載があるということのご質問だと思うのですが、定款の構成につきましては、東京都知事の許可要件になっておりまして、福社会館の管理を受託する際に、東京都に社会福祉法人を監督するセクションがありますので、そこで協議をいたしましたところ、福社会館を受託する場合にはきちんと定款の中に記載をなささいということがございましたので、東京都の指導に従って、定款に一項目を入れてございます。

それから、人数の関係でございますが、社会福祉協議会の人数、その中にございますように、包括支援センター、別の場所にあるものを除いて、今、ご指摘の人数ですが、実際に福社会館の業務に常時かかわっているのは、非常勤嘱託が会館本体は3人です。この方が中を毎日見回ってチェックをしたり、例えば蛍光灯の調子が悪いのは取りかえたり、そういうのを専属にかかわっているのが3人です。その他に福祉機器展示場のほうにかかわっているのが2人、それから高齢者の生き生き活動のために委員さんと一緒にいろんな事業をやっている者が1人と、合わせて6人ございまして、その他の方はそれぞれの業務を担当しておりますので、福社会館業務に専らかかわっているのは、6人でございます。

ただし、職員は非常勤ですから、週4日しか勤務がありませんので、職員がいないときや、或いは休んだときなどは、福社会館業務はきちっと運営しなければなりませんので、ほかの職員が応援に入るといのはございます。また、何か職員が判断に迷ったときには、業務の石塚係長に判断を仰いだり、あるいは事務局長に判断を仰いだりして、難しいときは係長あるいは局長が直接福社会館業務に当たることもございます。ですから、専らかかわるのは6人ですけれども、状況によっては他の職員もかかわるとい状況になっております。

◎**委員** そうすると、いわゆるP/Lを作るときに、会館の採算を出してくる場合には、頭数の人数で17人対6人というような配分を人件費についてはしているのですか。そういう計算で出されたのですね。

◎**小金井市社会福祉協議会** そうではなく、福社会館関連費用でかかわっているのは6人です。

◎**委員** ということは、17対6で人件費を案分しているということですか。会館の採算が出

ていますよね。会館の採算の費用というのは、そういうふうに分けているのか、或るいは通信費だとか、暖房費なんかありますね。そういうのも全部割合で分けているのだと思うんですけども、そうしないと、せっかくの会館の採算ということがちょっとはっきり言えないんですけども。

◎**社会福祉協議会** その案分につきましてですが、通信費は非常に明確に電話回線で分けられますので、非常に分かりやすいところなんですけど、電気、水道、ガスといったものにつきましては、この建物総体すべてにかかわるものを福祉会館の指定管理で委託料の中から支払っております。また、福祉会館につきましては、複合施設になっております。先ほどお話の中にありました地下には、障害福祉課が担当しております福祉作業所が入っております。3階、4階には市の公民館が入っております。5階は市の健康課の保健会場という形になっております。それぞれが各課で案分して経費を持っている訳ではなく、こちらの指定管理委託料の中で電気、水道、ガス等は払っているということになっております。

◎**社会福祉協議会** ちょっと補足します。予算の組み方の問題かと思いますが、委員さん、ご指摘のように、本来であれば、この業務に幾ら、人件費が幾ら、光熱水費が幾ら、こういうふうに出れば一番よろしい、わかりやすいのかと思います。しかし、今、係長が申しましたように、福祉会館の光熱水費は1本で予算化されております。例えば、平成21年度ですと、光熱水費747万円ぐらいかかっています。そのうち電気が382万円、ガスが114万円、上下水道が247万円、これがそれぞれの公民館だとかに分けずに1本でいただいて、一括なんです。そういうやり方をしておりますので、どこにかかっているのかということを読み出すのは、非常に難しい。

◎**委員** わざわざ会館だけの採算を出してある。どうやって配分しているのかというのがちょっと分からなかったの。

◎**委員長** 私も細かい点ですけども、地域福祉ファシリテーターというのは、こちらのほうではそうなくて、今日の資料では2枚目の業務の範囲の2の5に地域ファシリテーターというのが、ルーテル学院大で講習会をやっています。具体的には、このファシリテーターの養成を受けた方は福祉にどういう仕事をなさっているのですか。つまり、箱物の中の福祉会館でやっていくというのは非常に大切ですけども、地域の中で事業をさまざまなボランティアとそれを作ってということも大切かと思うんですけども、どういうファシリテーターを。

◎**社会福祉協議会** 地域のきずなが非常に弱くなっていることを盛んに、福祉関係者だけではなくて、言われております。ですから、市民同士の力を合わせて自分たちのやれるところ、地域が助け合っていこうよという機運を作るために地域の世話役おじさん、世話役おばさんみたいなものを養成するために、武蔵野、三鷹、小金井の3市とその3市の社協とルーテル学院大学の7者共同で事業を始めたんです。そういう世話役おじさん、おばさんを養成するために。そこを卒業した方が今、市内では2カ所、北が公団です。団地の集会所を借りて集まって小金井の地域のいろんな問題を勉強し合う自主グループで始めております。それから、南が前原の都営住宅の集会所を拠点にして、地域の世話役活動をやろうということで、これについて今はまだ種をまいた段階ですから、今後これが芽を出したものが地域のきずなを深める上で役に立つのではないかとということで期待をしているんです。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、ちょっと時間を超過いたしましたけれども、小金井市福祉会館に係る関係者からの説明、質疑を終了したいと思います。小金井市社会福祉協議会の関係者さんをご退席になります。どうも、ありがとうございました。なお、担当部局につきましては、審査に当たり質疑等があるかもしれませんので、お残りいただきたいと思いません。

(関係者退席)

◎委員長 それでは、これから小金井市福祉会館の指定管理者候補者として、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会を選定することにつきまして、当委員会として審議を行っていきたくと思います。

何でも結構でございますので、積極的にご意見等のご発言をお願いしたいと思います。委員会のまとめ方といたしましては、先ほどと同様、委員会として意見があれば、それを付して市長に答申するということですので、よろしくお願いたします。

前回の答申の意見を参考までにご紹介いたしますと、平成18年2月17日の答申の際ですけれども、議題1と似ているんですけれども、次のようなものでございます。ちょっと読み上げさせていただきます。「福祉会館管理運営業務に係る経費についてコストダウンを図り、利用者サービスの向上に努めていただきたい」と、コストダウンとサービス向上という2点でございます。

◎委員 特に申しましたように、築43年ですので、建物劣化に対する対応を十分今から考えておかないかと思うんですよ。それを強調したいと思います。

◎委員長 そういうご意見をいただきました。また、私も意見の中に、先程もありましたように説明責任と言いましょうか何かそのような文言を加えてはと思っておりますが、いかがでしょうか？

◎委員 入れてもいいのではないですか。

◎委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、コストダウン等を含めたコスト意識を持って業務に当たっていただきたい、それから利用者サービスの一層の向上と説明責任に努めていただきたいとともに建物の劣化に対する対応もお願いしたいということではよろしいでしょうか。

◎委員 それで、公募しないことに関しては、いわゆる競争者といえますか、ちょっと考えにくいので、これはもう指定せざるを得ないのかと思います。

◎委員長 そうですね。分かりました。

それでは、そういう意見を付しまして、社会福祉法人小金井市社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定するというところでまとめたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 ありがとうございます。本件につきまして、今、申し上げたように、市長に答申するというところで決定いたしたいと思えます。長時間ありがとうございました。

(武蔵小金井南第1自転車駐車場外20施設の審議)

◎委員長 それでは、本日の最後「平成22年度諮問第7号 武蔵小金井南第1自転車駐車場

外20施設の指定管理者候補者の選定について」を議題といたします。

本件につきまして、説明のため担当課から川村交通対策課長、大久保係長、西山主事、そして、指定管理者候補者として、社団法人小金井市シルバー人材センターから吉岡事務局長、片村次長、藤沢統括責任者さんにご出席をいただいております。

それでは初めに、施設の概要等につきましてご説明をお願いいたします。

◎川村交通対策課長 それでは、ご説明申し上げたいと思います。まず、小金井市の自転車駐車場の実態ということでございます。有料自転車駐車場として、現在武蔵小金井地区に12か所、それから東小金井地区に8か所、新小金井に1か所、計21か所の有料自転車駐車場がございます。昨年4月には、東小金井駅北口区画整理事業に伴い廃止となった駐車場に替わる施設として、東小金井北第9自転車駐車場の指定管理者の選定をお願いしたところでございます。また、その以前には、平成22年の2月になりますが、武蔵小金井北第1自転車駐車場のマンション予定地としての返還に伴い、北に2か所、南に2か所の指定管理者の選定をお願いした経過もございます。このように、区画整理事業や中央線の高架化、今、高架下を利用した駐輪場の設置を進めてございますが、それらの影響により、今後も自転車駐車場の統廃合が進んでいくという状況がとりあえずございます。このような状況の中ではございますが、この間、財団法人小金井市シルバー人材センターさんが今日まで円滑な運営を担当され、小金井市の自転車事業の大きな部分を担っていただいているという状況がございます。

当該団体は、昭和54年から無料自転車駐車場の管理及び整理に始まり、有料化の条例が設置されました昭和58年から管理委託を担当し、平成18年からの5年間は本年度で終了いたしますが、平成22年度まで指定管理者としてすべての自転車駐車場の管理を行ってきております。延べ31年という実績を挙げてございます。今回、シルバー人材センターさんに管理を予定しております自転車駐車場は、市の全自転車駐車場21か所でございます。

前段申し上げましたように、平成22年度に引き続き、23年度においても東小金井駅北口区画整理事業に伴い、3か所の自転車駐車場の閉鎖が予定されていること、また、中央線の高架下に今後、自転車駐車場の設置計画があるなど、これからの5年間の中では、自転車駐車場の再編成が予定されてございます。こうした状況の中で当該団体を指定管理者に選定することは、最も効率的かつ効果的、また、豊富な経験とノウハウを兼ね備えている団体として指定管理に選定したいと考えているところでございます。

最後に、当該団体は、高齢者の雇用の安定等に関する法律第2条の規定に基づき、高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会作りに寄与するため、市が補助を行う団体でございます。また、平成22年12月6日付けで財団法人東京しごと財団より当該団体への受注機会の確保について、特段の機会、特段の配慮の依頼を受けているというところでもございます。以上、ご説明とさせていただきます。

◎委員長 ありがとうございます。施設の概要につきまして、説明が終わりました。

次に、提出されております事業計画書等につきまして、社団法人小金井市シルバー人材センターさんから補足説明があれば、お願いいたします。

◎小金井市シルバー人材センター それでは、説明をさせていただきます。こちらの管理運営業務につきましては、今まで何度もご説明をさせていただいておりますので、内容につきまし

ては割愛させていただければと思っております。こちらのほうで申し上げたいことは、まず、当センターは、今もお話がありましたように、管理業務を昭和54年の無料の頃からやらせていただいております。通算しますと30年以上の歴史があるということです。この駐輪場の管理運営業務が、地方行政の一端を担う責任ある対応を求められる支援サービス事業でありまして、指定管理者に指名され運営するということは、経費削減と市民サービスの向上が目的ですので、その目的に沿った運営を現在しておりますけれども、また今後、指定された際には、今まで以上に目的達成のために運営してまいりたいと思っております。

概略についてですが、この5年間の実績を簡単に報告させていただきますと、駐輪場の収容台数というのが、平成18年度末で、これは指定管理者を受けた年度なんですけれども、1万2,854台。平成21年度末では1万2,847台と、ほとんど変わっておりません。ですが、利用台数は平成18年度には119万7,641台だったのが、平成21年度には128万446台と、8万3,000台近く増加しております。これは、各駐輪場が最大限有効に利用できるよう、定期及び一時使用の収容台数を実態に即して設定したことや、ちょっとした空きスペースを有効利用したことによるものです。その結果、放置自転車数の削減にも寄与できたのではないかとと思っております。

また、安全面につきましても、この5年間で駐輪場内外での怪我人が出たということが全くございません。まず、利用者、就業者の安全を第一に運営しているということでございます。この駐輪場の管理運営業務については、今まで30数年の豊富な経験がありまして、培ってきたノウハウは貴重な財産となっております。その間に利用者とは顔なじみになりまして、挨拶もスムーズに行われ、お客様を分かっているからこそ、きめ細かいサービスができるものと自負しております。

就業している高齢者は、全員で100名ほどが駐輪場管理業務でおりますけれども、その高齢者は責任ある仕事、そして信用を得られることにより、いつまでも健康で若々しく元気に過ごすことができます。収入を得ることにより、市内での購買力も上がり、そして、病気になる率も下がり、医療費の削減にもつながっております。このことは、小金井市の財政に大きなプラスとなっていると思います。

以上のことから、当シルバー人材センターがこの業務の遂行に最適であり、是非とも、シルバー人材センターを今後も指定管理者に選定していただきますようお願いしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎委員長 大変ありがとうございました。それではこれから、ただいまの概要説明、また、提出されております事業計画書等につきまして各委員から質疑を受けていきたいと思っております。

その前に、委員長から1点質問させていただきます。指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない選定の規定もございます。先ほど、公募しないことの説明は若干あったかと思っておりますけれども、再度、武蔵小金井南第1自転車駐車場外20施設の指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定にした理由についてのご説明を簡潔にお願いいたします。

◎川村交通対策課長 先程ちょっと申し遅れましたけれども、今後の指定期間でございますが、平成23年4月1日から平成28年3月31日の5年間ということでございます。これは、前

段18年から22年という契約をさせていただいた中で、ここでちょうど期限が切れる、次の5年間でここで契約するというごこととさせていただきます。ただ、この5年の間、先程も私のほうから言ったように、中央線の高架下に多分この間には武蔵小金井、東小金井とも駐輪場の設置ができていくということをして現在JRと詰めてさせていただきます。そういったこと、それから東小金井で現在、区画整理事業が行われておりますが、昨年も3施設、それから平成23年度においても3施設、これがその次の年にもまた2施設というように、大分区画整理が進むことによって、終わってしまう、道路になってしまうところですかということがありまして統廃合が進みます。

この統廃合が進むということの中で、それをスムーズに利用者に利用していただくということの中では、この30年培ってきたシルバー人材センターさんのノウハウということが、非常に必要だろうということから、今回もシルバー人材センターさんをお願いをするということと決定したところでございます。以上です。

◎委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様、ご質問どうぞ。

◎委員 ■■■■■です。駐輪場には100名近い人員が働いていらっしゃる。おそらくシルバーにおいても最多人員を擁する部門でないかと思われます。それで利用者の対応というのは、非常にしんが疲れる仕事だと思うんです。中にはいい加減な客もいると思うのですが、なかなかそういう点で我慢をすることがあるかと思われます。せつかく健康に留意されて、従事される方は頑張っていたきたいという気持ちであります。

次に、今もお話お触れだったかもしれませんが、JRの高架下というものが駐輪場に使われているのか、あるいは今後、見通しがあるのか、そういう点で、東京都あたりと一緒にJRに高架下の駐輪場利用を働きかける必要があるのではないかとも思われるんですが、その点はいかがでしょう。

◎川村交通対策課長 それでは、■■■■委員のご質問にお答えしたいと思います。高架下でございますが、現在、東小金井地区においては、高架事業がほぼ完了してございます。武蔵小金井地区は、ご存じのように、現在、第4線の工事をまだ行っているところでございます。東小金井については、私どもが財政計画の中で来年度、設計委託料をここで上げてございます。それはどこかという、東小金井の西側、それから東小金井の東側部分、要するに、駅を挟んで東西に駐輪場を設けたいということでJRと現在、高架下6市で東京都も入れた形で協議をしてございます。

その他に我々交通対策課としては、駐輪場の部門として個別協議をこれまでも何10回もしてございます。ただ、JRは高架下がやはり集客力のある非常に魅力的な場所ということで、JRはJRで店舗展開をしたいという構想を持ってございます。ですから、我々はなるべく駅の改札に近い位置に駐輪場を設けたいということが1つと、JRはJRでやはり収益を上げていくためには、駅の便利な場所は駐輪場では困るということがございまして、小金井市も含めて、各市そういう協議をさせていただいてございます。一応、駅の周りが賑わいのある部分でなければいけないということでは一致をさせていただきますので、我々も改札を出てすぐに駐輪場ということは考えづらい。やはり一定店舗があって、賑わって、その外側に駐輪場ができてくるということで、現在、その位置についてなるべく近いという位置を協議してございますが、ほぼ東小金井についての東西、それから武蔵小金井についての東西について駐輪場を求めている



く、設置をしていくんだということには変わりございません。そのように現在、交渉させていただいております。

◎委員 どうも心強いお話でありました。次に質問であります、見積書の第1ページ目というか、見積額のところにコーディネーターの分というのがあるのですが、コーディネーターというのは当然いろいろな調整役のようなことでありましようけれども、これはおそらく駐輪場によって何名とか、人員も違うかと思われるんですが、コーディネーターの仕事というのは何でしょうか。

◎小金井市シルバー人材センター コーディネーターの持つ役割ですけれども、役割につきましては、お渡ししております人員配置の資料の4枚目のところに駐輪場管理の各職責というのがございます。そちらのほうに、統括責任者の役割についてアからクまでございます。基本的には、駐輪場全体の統括をしていただくという形で、例えば就業会員の配置とか就業体制及び管理体制といったものを見ていただくということと、あと東小金井と武蔵小金井で各々の班長という者がおまして、その下にも副班長という者がいますけれども、そういった者の全体の統括、連絡調整、あとは小金井市及びセンターとの連絡調整、それと利用者の要望、苦情等の処理に関する事、あと研修計画の立案及び実施、あと緊急時の対応、個人情報保護に関する事、最後に指定管理者として適切に管理するための方策の検討及び施策の提案に関する事という内容で、一応、統括のほうには仕事としてお願いをしているということでございます。

◎委員 次に見積書ですが、材料費というのがありますが、材料費というのはどういう内容でしょうか。

◎小金井市シルバー人材センター 材料費につきましては、具体的に、要は駐輪場管理運営に関する中で、例えば大きいものでいいますと、駐輪場各管理棟の電気代、照明等の電気代とか、あとは機械式の駐輪場が今、約半分ほど入っておりますので、その機械式の駐輪場で使われるICカード、それに伴う定期の契約者に対するシールを出したり、そういったもののお金がかかります。あとは各駐輪場の修繕とか、そういったものが大きなものとしてはございます。その他にも具体的には印刷製本とか電話代といったものも入っております。

◎委員 理解できました。しんが疲れる仕事でしょうけれども、よろしく申し上げます。終わりです。

◎委員 シルバー人材センターさんというのは、長年の30年間の経験とかノウハウ、非常に貴重な財産ですから、これは基本的に継続ということは私は異議がないんですけれども、ただ、ちょっと1つ、前回も申し上げたんですけれども、わからない点があります。今回、21カ所ありますよね、それでももちろん土地の問題もあると思うんで簡単にはいかないのかもしれないけれども、例えば、前回も19番目、新しくなったからということで委員会を開きました。同じように今回も1カ所空いた、あるいは減ったということで、今後もしろいろ変更があり得ると思うんです。それを1回ごとにするのはなくて、一括して人材センターに駐輪場関係はお願いするということではできないのかどうか。市条例の問題もあると思うのですけれども、ならば市議会で条例だけを変更してできないものなのかということで、1カ所で全部一括してお願いしたいということにしないと、今後、ますますこういう出入りが多くなりますと大変だなという点が1点あります。

それからもう1点は、2、3年前、同じように増えたときに審議があって、その当時、川村課長さんから話があったんですけれども、市からとにかく民間に移しちゃって、外して公募して一括管理にしてしまえば、非常にメリットもあるかもしれない。いずれにしても市の駐輪場についても、いわゆる中期計画といったものの対策も考えていきたいという回答があったんですけれども、そのときに話があったのは、自転車整備センターというのがある。これが実際に西東京市とか、武蔵野市で採用しているという話もあったんで、こういった新しいセンターというのがどういうものなのか、あるいは小金井でそういうのを部分的にでも取り入れることができるのか、やったほうがいいのか、その辺がちょっと競争原理でさらにいい経営なり、回転ができるのかというようなことも考えられるので、その辺の情報でもし何かあったら教えてもらいたいと思います。その2点です。

◎委員長 ありがとうございます。では、2点ほどよろしく願いいたします。

◎川村交通対策課長 それでは、■■■■委員のご質問にお答えしたいと思います。たしか■■■■委員には、以前にもご指摘をいただいたと私も覚えてございます。その中で我々もできればそういう形で確かに前年度2月のときと4月のときに3つ壊して4つ造るとか、こういうものを全部指定管理でお願いしたという経過がございまして、確かにそのことが継続的にやられれば一番いいだろうと考えておりました。それでちょっと中身を考えておりましたが、基本的には5年間でございます。この中に、これから先、先程も申し上げましたように、かなり統廃合が出てくる、新しく造るものもあれば、廃止するものもある。これをどう解決していくかということでございますが、協定書を結ぶわけです、シルバーさんとは。これは5年のまず基本的な協定を結びます。それから、各年度毎の年度協定を結んでいくということでやってございます。

その中で、協定書の中の管理物件という条項が第5条にございます。この管理物件第5条というのはどういうことかというのと、本業務の対象となる物件は各施設の管理物品からなる管理施設及び管理物品、位置と場所を管理協定の中に1表がございます。その表でそこを管理してもらうということで、これまでやってございましたが、そこをこれは小金井市の有料自転車駐車場条例というのがございます。駐車場条例はその都度新しいものができる、それから廃止しなければいけないことがあれば、これは条例の中で議決をいただいて、その1表を書き換えている状況がございます。ですから、そのところで、この5年の間、指定管理を行っていくシルバー人材センターさんに管理を行っていただく施設は、例えば、その第2条の名称と位置という条例がございますので、その中の「別表1による」としてしまえば、これから条例改正したものについては、すべて管理がその5年間移行するという考え方ができるかと考えていまして、ぜひそれを協定の中で結べれば、今後この5年間の中ではスムーズに移行ができるのではないかと考えてございます。

それからもう一点、整備センターさんの話でございます。これは整備センターさんが武蔵野さん、全国で相当40万も50万も自転車駐車場を管理しているということでございまして、我々も現在、協議をさせていただいて、この1年間、いろんな対策、方法を考えてまいりました。それで現在、一番考えてございますのは、その武蔵小金井南第1、これは表題にもなっているところでございますが、旧公会堂の西にある2階建ての建物がございまして、これが老朽化をしているということがあって、これの建て替えを何とか、高架下だけでは間に合いません

るので、その南第1の建て替えをそこを基地として、小金井市の公共駐輪場の核としたいと動いてございまして、ただ、これを建て替えるには、やっぱり2億円以上のお金がかかってまいります。それをどういう方法でやれるかということ、整備センターさんが市に代わってこれを建て替えるという方法がございまして。それを向こう20年間ぐらいですか、管理運営を行うことによって、そこの収支をすべてやっていただく。管理運営、収支も全部やっていただくということでございます。

その20年が過ぎましたらば、その施設そのものを小金井市に譲与される。小金井市がそこからまた管理委託なり、指定管理者なりで行っていくということで、その建て替える費用だとか、そういうものを小金井市が一時用意をしなくていいというメリットがございまして。それを現在、整備センターさんとは詰めさせていただいているところでございまして、これも話が具体的になりましたら、議会にも示していきたいとは考えてございまして、何せ現在、入っている750台の一時置き場所が確保できないという状況がありまして、これを現在、高架下に何とかJRに置き場所ができないかという交渉をさせていただいております。これができれば、750台は一時移動して、壊して建て直しをする。そこで今、730台、40台の規模を1,000台規模以上のものに建て替えをするという計画も現在、持っております。

ただし、これは先程も申し上げましたように、条例の中でやはり廃止、民間に移っていきまので、小金井市の公共駐輪場から外さなければいけません。そのときに外す条例を提案して、可決をいただければ、先程も申し上げましたように、別表自体外れる訳です。そうすると、必然的に今度はシルバーさんも管理運営から離れていく。そうすれば、非常にどちらの案にしても、スムーズに事が進むのかということも現在、考えてございまして。以上でございます。

◎委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございましてか。

◎委員 追加ですけれども、もし、その整備センターさんをお願いするとしたら、当然、人の問題が出てくると思うのですけれども、これは費用をお願いするのと一緒に、人材センターさんの人を採用してくださいというような条件をおそらく付けられるんだと思うので、その辺も含めれば、小金井市としての雇用という面で考えると、あまり大きな問題にならないのかと考えました。

◎川村交通対策課長 その点についても私が現在、交渉させていただいている中で、当然、小金井市の高齢者の方を雇い入れていくという方針を持ってございまして、ただし、これには、整備センターの要するに運営方針に合った方ということで当然それは出てまいります。これまでの話の中では小金井市のシルバー人材センターの中から、そういう高齢者の雇用をさせてやってほしいということの中ではお話ができてございまして。

◎委員 分かりました。

◎委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

以上をもちまして、武蔵小金井南第1自転車駐車場外20施設に係る関係者からのご説明、質疑を終了いたします。

ここで、小金井市シルバー人材センターの関係者さんにご退席になります。本日は大変ありがとうございました。なお、担当部局につきましては、審査に当たり質疑等があるかもしれませんので、お残りください。

(関係者退席)

◎委員長 それでは、これから武蔵小金井南第1自転車駐車場外20施設の指定管理者候補者として、社団法人小金井市シルバー人材センターを選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。

何でも結構ですので、ご意見等、積極的にご発言をお願いいたします。委員会のまとめ方としましては、何か意見があれば、その意見を付して市長に答申するということになりますので、よろしくをお願いいたします。

かなり時間も超過しておりますので、私のほうから前回、前々回、2回の付帯意見を参考として申し上げますと、前々回22年2月1日と前回、昨年度22年4月26日の際には、3点、次のように出しております。第1点は「利用者にとって非常に使い勝手のよいサービスを向上していただきたい」これが1点目でございます。2点目は「業者のほうも駐輪場という特性に鑑み、安心安全、またそこで働いている方にとっても安心安全が確保されるような駐輪場としての運営をお願いしたい」ということです。3点目は今、長谷委員のほうから課長のほうからのお答えとの関連と論点でありますけれども、「駐輪場については、今後、市として中長期的な施策等の策定を考えていただき、対策を進めていただきたい」という3点でございます。利用者のサービスの向上、業者、それから働いている方にとっての安心安全の確保、それから市としての中長期的な施策等の策定を考え、対策を進めるという要望でございます。

◎委員 さっきお話があったように、条例をやはり若干変えて、今後、そういう変更に関して対応していくということは、できるかもという話なので、その辺ももしできれば、そういう1行を入れたらどうなのかと。

◎委員長 そうしますと、第4点目として、条例の改廃で駐車場と言うんですか、駐輪場と言うんですか。

◎川村交通対策課長 自転車駐車場でございます。

◎委員長 そうですか。自転車駐車場の設定については、対応ができれば、手続きにおいて柔軟な対応の検討をお願いしたいということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、今、申しあげました、今回は4点の意見を付しまして、社団法人小金井市シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定するという事でまとめたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしということですので、本件につきまして、今申しあげましたとおり、市長に答申するという事で決定いたしたいと思います。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了でございます。これをもって閉会といたします。皆さん、長時間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(12時20分閉会)